

平成二十八年政令第八号

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令

内閣は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第二号及び第五号ただし書、第三十五条並びに第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（空気調和設備等）

第一条 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）第二条第一項第一項第二号の政令で定める建築設備は、次に掲げるものとする。

一 空気調和設備その他の機械換気設備

二 照明設備

三 給湯設備

四 昇降機

（都道府県知事が所管行政令となる建築物）

第二条 法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九十七条の二第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第一百四十八条第一項第一号又は第二号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関する法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法施行令第二条第一項第四号の延べ面積をいう。第七条第一項において

又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建

築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

法第二条第一項第五号ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第九十七条の三第一項又は第二項の規定により建築主事又は建築副主事を置く市町村の区域内のものは、次に掲げる建

築物（第二号に掲げる建築物にあっては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十七の二第一項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

（適用除外）

第四条 法第二十条第一号の政令で定める用途は、次に掲げるものとする。

一 自動車庫、自転車駐車場、畜舎、堆肥舎、公用歩廊その他これらに類する用途
(壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る)

二 觀覧場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場、神社、寺院その他これらに類する用途
(壁を有しないことその他の高い開放性を有するものとして国土交通大臣が定めるものに限る)

三 法第二十条第一号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

一 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物として指定され、又は仮指定された建築物

二 文化財保護法第一百四十三条第一項又は第二項の伝統的建造物群保存地区内における同法第二条第一項第六号に規定する伝統的建造物群を構成している建築物

三 旧重要美術品等の保存に関する法律（昭和八年法律第四十三号）の規定により重要美術品等として認定された建築物

四 文化財保護法第一百八十二条第二項の条例その他の条例の定めるところにより現状変更の規制及び保存のための措置が講じられている建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることができるものとして所管行政庁が認めたもの

合させることが困難なものとして所管行政庁が認めたもの

五 第一号、第三号又は前号に掲げる建築物であつたものの原形を再現する建築物であつて、建築物エネルギー消費性能基準に適合させることができるものとして所管行政庁が認めたもの

六 景観法（平成十六年法律第百十号）第十九条第一項の規定により景観重要建造物として指定された建築物

三 法第二十条第三号の政令で定める仮設の建築物は、次に掲げるものとする。

一 建築基準法第八十五条第一項又は第二項に規定する応急仮設建築物であつて、その建築物の工事を完了した後三月以内であるもの又は同条第三項の許可を受けた建築物

二 建築基準法第八十五条第二項に規定する事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物

三 建築基準法第八十五条第六項又は第七項の規定による許可を受けた建築物

（特定一戸建て住宅建築主等の新築する分譲型一戸建て規格住宅の戸数等）

四 法第二十一一条第一項の政令で定める数は、百五十戸とする。

五 法第二十二条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

六 法第二十二条第二項の政令で定める数は、三百戸とする。

七 法第二十四条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

八 法第二十四条第一項の政令で定める数は、三百戸とする。

九 法第二十四条第二項の政令で定める数は、千戸とする。

十 法第二十四条第三項の政令で定める数は、三百戸とする。

十一 法第三十五条第一項の政令で定める床面積は、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものとして国土交通大臣が定めるもの（当該床面積が当該建築物の延べ面積の十分の一を超える場合においては、当該建築物の延べ面積の十分の一）とする。

十二 法第三十五条第二項の規定により同条第一項の規定を読み替えて適用する場合における前項の規定の適用については、同項中「建築物の床面積のうち」とあるのは「申請建築物の床面積のうち」と、「建築物の延べ面積」とあるのは「認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物の延べ面積の合計」とする。

（登録建築物エネルギー消費性能判定機関等の登録の有効期間）

第八条 法第四十条第一項（法第五十三条第二項において準用する場合を含む。）の政令で定める期間は、五年とする。

附 則
(施行期日)
1 この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。

附 則
(平成三十一年九月一一日政令第二五五号)
1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

附 則
(罰則に関する経過措置)
1 この政令は、建築基準法の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（平成三十年九月二十五日）から施行する。

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則
(令和元年一月七日政令第一五〇号)
1 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十一月十六日）から施行する。

附 則（**令和二年九月四日政令第二六六号**）

この政令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

附 則（**令和四年五月二七日政令第二〇三号**）

この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和四年五月三十一日）から施行する。

附 則（**令和四年一一月一六日政令第三五一号**）

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附 則）（**令和五年九月一三日政令第二八〇号**）

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（附 則）（**令和五年九月二九日政令第二九三号**）

（施行期日）

1 この政令は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

（附 則）（**令和六年四月一九日政令第一七二号**）

（施行期日）

1 この政令は、脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

（罰則に関する経過措置）

2 この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。